

国税通則法の改正で税務調査の手続きはこう変わった

	従来	今年から
調査開始	●開始日時・場所などの事前通知は行われていたが、法定化されていなかった	●納税者と税理士に開始日時・場所、目的、対象税目、対象期間など11項目を事前に通知
調査中	●帳簿書類の提示または提出や預かりは法定化されていなかった	●質問検査権の一環で帳簿書類を提示または提出させ、預かることができる(当局は預かり証を発行)
調査終了	●明文化された手続きがないなかで修正申告を求めていた ●不利益処分の理由の説明は所得税、法人税の青色申告者に限定	●申告内容に誤りがあれば内容、金額、理由を説明し、修正申告を求められる ●原則として全ての不利益処分の理由を文書で説明

税務調査、当局に説明責任

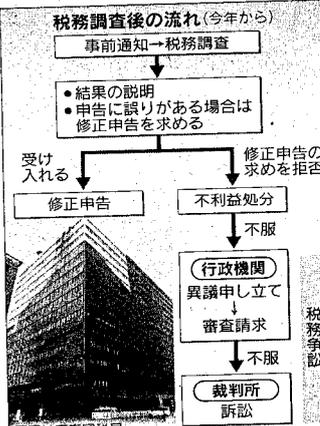
法改正で修正申告も対象に

訴訟意識、企業も準備を

企業などの所得申告の内容を確認する税務調査について、税務当局が納税者に対する説明責任をより重視するようになってきた。手続きを定めた国税通則法が変わり、今年から修正申告を求める場合などに十分な説明が必要になった。透明性が高まる一方、税務調査に不慣れな中小企業は対応を迫られる。

(編集委員 後藤直久)

改正案は当初「納税者権利憲章」の制定や調査の事前通知の文書化などが盛り込まれていた。当



写真は東京国税局

法改正は民主党時代

時、野党の自民党は難色を示したほか、税務当局も負担増加を懸念して及び腰だった。

最終的に「憲章」や事前通知の文書化は見送ることで与野党が合意。改正は「奇跡的に実現」(前政府税調専門委員で青木山学院大学教授の三木義一氏)した。改正法では

国税通則法の大幅改正は民主党政権下の2011年末に実現した。税務調査の手続きを明確にし、納税者の権利を守る色合いを強めた内容になっている。

今年春、税理士の永田理絵氏は、税務調査を受けると「説明が不十分だ。顧問先企業を受け取った更正通知書を見て驚いた。課税額を増やす理由や税額計算の過程が「一目瞭然」と詳しく書かれていた(永田氏)ためだ。

「従来は、行政上の紛争である。争訟にならない」と当局は「これまで詳しく開示しなかった。国税不服審判所の民間発用審判官の経験もある永田氏はこう話す。

「これまでの通知書は、なぜその法令に当てはまるのか、争訟に当たっては、由を文書で説明する義務

「訴訟意識、企業も準備を」

増額更正で示された理由が早まった。永田氏は顧問先と相談して直ちに争訟に踏み切った。

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

「結果の説明・申告に誤りがある場合は修正申告を求める」

- 争点整理表が作成されるとみられる主なケース
- ▼事実の偽装・隠蔽があり、追加算税が見込まれる案件
 - ▼増額更正や、無申告者への課税処分が見込まれる案件
 - ▼納税者からの税の減額更正の請求に対して認めない趣旨の通知をする場合
 - ▼偽りや不正な行為による脱税で、過去に遡って追徴課税する場合
 - ▼調査に着手してから6カ月以上上かかっている場合
 - ▼重要事案や、事実の立証・法合解釈などが難しい案件

「調査件数は減少」

「調査件数は減少」

「調査件数は減少」

「調査件数は減少」

「調査件数は減少」

「調査件数は減少」

11月25日 日経